

令和8年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 実施要領

令和8年3月30日
(公社) 全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

トラックドライバーの高齢化が進行し、トラックドライバー不足の状況が継続している状況に鑑み、若年ドライバー・外国人ドライバー（以下「若年ドライバー等」という。）の採用を支援するため、各都道府県トラック協会の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー等の（1）特例教習の受講、（2）準中型免許取得及び（3）外免切替講習の受講について支援を行う。

2. 予算額

7, 870万円

3. 助成対象

以下の（1）から（3）のいずれかに該当する費用

（1）特例教習の受講

（2）準中型免許のうち

①準中型免許の新規取得

②5トン限定準中型免許の限定解除

（3）外免切替講習の受講

※「特例教習」とは、中型免許・大型免許の取得に係る年齢要件・運転経歴要件を引き下げる受験資格特例教習をいう。

※「準中型免許」とは、準中型AT限定免許を含む。

※「外免切替講習」とは、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能・知識を習得させるための講習をいう。

4. 助成額

・上記（1）－特例教習受講費用の3分の1（上限10万円）

・上記（2）－① 4万円を上限

（2）－② 2万5千円を上限

・上記（3）－外免切替講習受講費用の2分の1（上限4万円）

※上記助成額にかかわらず、会員毎に上限を30万円とする。

※運転者が個人で受講もしくは免許取得費用を支払った場合は、助成金を交付しない。

※国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用を可能とする。

5. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

6. 経過措置

本事業については、前年度（令和7年度）に受講または取得した分についても、助成の対象とする。

※（2）については、高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和7年度）に、上記準中型免許を取得した場合も対象とする。

以上

令和8年度 若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業 留 意 事 項

令和8年3月30日
(公社) 全日本トラック協会

1. 助成対象について（交付要綱第2条関係）

第2条（1）から（3）のいずれかのために指定自動車教習所等に支払う料金を助成対象費用とします。指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は助成対象外です。

また、当該都道府県外の事業所に所属する従業員の分については、各事業所が所在するトラック協会より申請することとします。

2. 助成額について（交付要綱第4条関係）

（1）費用負担

指定自動車教習所等から事業者あての領収証（会社負担分）の写しの提出を求めて、事業者が費用を負担していることを確認してください。

なお、当該運転者が自ら助成対象費用を支払った場合は、「指定教習所から免許取得者あての領収証」及び「当該運転者から事業者あての領収証」の写しの提出を求めて、事業者が最終的に費用を負担していることを確認してください。

（2）助成上限額

1 会員事業者あたりの助成上限額30万円を超える申請はできませんので、申請時に確認してください。

また、本助成制度は、地ト協、国、地方自治体又はその他団体等が実施する助成制度との併用が可能です。ただし、事業者が、同一の助成対象費用について複数の助成制度等を併用する場合でも、交付を受ける助成金等の合計額が事業者の負担額を上回るときは、本助成事業による助成金交付額を減額します。このことは、事業者が都道府県トラック協会に提出する「申請書」のチェック欄において確認をするものとします。

3. 助成要件の確認方法について（交付要綱第4条の別紙関係）

（1）特例教習の受講、準中取得もしくは限定解除

助成要件	確認書類の例
① 当該事業者が、令和7年4月1日以降に、当該運転者を採用していること	雇用保険被保険者通知書等の写し（※1） 雇用契約書（労働条件通知書）の写し 従来の健康保険証の写し（※2）
② 当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること	運転免許証等の写し マイナンバーカード（表面）の写し 従来の健康保険証の写し（※2）
③ 当該運転者が、令和7年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること	運転免許証等の写し（※3）
④ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること	直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等の写し

※1 令和7年12月に従来の健康保険証の新規発行は終了し、「マイナ保険証」または「資格確認書」（マイナ保険証非保有者）に移行していますが、これらの券面からは、当該運転者が従業員として雇用されていることが確認できません。このため、当該運転者がマイナ保険証のみを保有している場合は、原則として雇用保険被保険者通知書等の「事業所名略称」覧により確認してください。ただし、パート・アルバイトの運転者については、運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等により確認してください。

※2 従来の健康保険証であっても、発行済みのものであれば、確認書類として有効です。

※3 「マイナ免許証」のみを保有している場合、券面からは運転免許の免許情報が確認できません。このため、当該運転者がマイナ免許証のみを保有している場合は、マイナポータルにログインするか、「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して、免許情報を表示した画面を印刷したものの提出を求め、これにより確認してください。上記の方法や他の確認書類等でも確認できない場合は、自認書の提出を求め、これに代えてください。

（2）外免切替講習の受講

助成要件	確認書類の例
① 当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）に合格していること。	特定技能1号評価試験（トラック）の合格証明書
② 当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。	在留カード、在留資格認定証明書の写し（※1）

③当該運転者が、令和7年4月1日以降に、受講し、外免切替（普通免許又は準中型免許）における技能確認・知識確認に合格していること。	在留カード、在留資格認定証明書、運転免許証等の写し（※2）
④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者 ¹ に運転者として在籍していること。	雇用保険被保険者通知書等の写し 賃金台帳等の写し

※1 在留資格の欄が「特定活動」又は「特定技能1号」になっていることを確認してください（外免切替前の時点では「特定活動」、外免切替及び在留資格変更許可後は「特定技能1号」となります）。

※2 在留カード又は在留資格認定証明書により確認する場合は、在留資格の欄が「特定技能1号」になっていることを確認してください。運転免許証により確認する場合は、運転免許証の交付日が、外免切替講習の実施日から半年以内であることを確認してください（講習受講後半年以内に運転免許証を取得したことをもって、特段の事情がない限り、本要件を満たすものとして扱ってください）。

(3) その他

上記に示した書類のほかに、より簡易・適切な確認書類を把握できた際には、改めてご案内いたします。

4. 実績報告書及び助成金の請求について（交付要綱第5条関係）

(1) 添付書類

確認書類の添付は求めませんが、各協会においては上記書類を取得してください。

また、実績報告書（様式1）提出の際には、内訳書（様式2）を添付していただきますが、内訳書（様式2）については予算の管理の都合上、**当月末までに適宜担当者あてにメールにて送付してください。**実績報告書（様式1）は**翌月3日までに郵送してください。**

(2) 助成対象となる期間

令和7年4月1日から令和9年2月28日までに受講修了または取得した費用を助成対象とします。（高等学校新卒者等で、当該事業者入社前の在学中（令和7年度中）に、準中型免許を取得した場合も対象とします。）

(3) 実績報告書の提出期限

令和9年3月5日

以上